

## うきは市農業委員会第33回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年11月13日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定変更）について

議案第6号 非農地判断（非農地証明願い）について

議案第7号 非農地判断（荒廃農地の非農地判断）について

議案第8号 うきは市農業振興地域設備計画の変更について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

報告第2号 農業用施設設置に伴う農地転用届について

（出席委員）

会長 16番 佐々木 芳幸

副会長 15番 中村 稔

委員 1番 樋口 健次 7番 後藤 義道

2番 佐々木 光則 10番 家永 学

3番 後藤 一善 12番 堀江 清成

4番 園田 忠行 13番 佐藤 和弘

5番 森 和正 14番 日野 吉光

欠席委員 6番 内山 良江 8番 高浪 眞次

9番 樋口 美智子 11番 尾花 里美

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

会長 挨拶

事務局 議案審議報告に入らせていただきます。これより、農業委員会会議規則により会長が進行を行うことになっていきますので、よろしくお願いいたします。

議長 本日の議事録署名は9・10番委員ですが、9・11番委員が欠席ですので、10番12番委員にお願いしたいと思います。

それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-1上程)

事務局 (議案第1号-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの申請地は周りは宅地になっており南側は市道になっています。2種農地であり分科会としては特に問題ないかと判断しております。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 この申請地は、20数年譲渡人は耕作されておらず委託して野菜を作ってもらっていましたがその方も辞められ15年ほどは休耕地という感じで、周辺も住宅地であり特に問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。  
議案第1号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで、許可とし県の方へ進達いたします。  
それでは議案第1号-2議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-2上程)

事務局 (議案第1号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 11月6日に分科会にて現地調査を行っております。申請地は東側が市道に面しており西側北側は宅地になっております。南側は畑がございますが、面積も小さくまた2種農地ということで、転用については問題ないかと分科会では判断しております。

議長 それは担当委員が欠席ですので、事務局より説明いたします。

事務局 申請地は自己用住宅の敷地拡張ということで問題ないと思います。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。  
質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。なければ採決に入ります。

議案第 1 号－2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第 1 号－3 議案を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号－3 上程)

事務局 (議案第 1 号－3 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 11 月 6 日に現地調査をしております。申請地の北側にバイパスが通っておりまして、西側が住宅地東側は老人ホームであり南側市道になっております。1 種農地ではありますが、バイパスの南側であり特に転用に問題はないと分科会の判断です。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4 番 分科会長が話していた通り、バイパスの南側ということで特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 1 号－3 に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第 1 号－4 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 1 号－4 上程)

事務局 (議案第 1 号－4 説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 これも 11 月 6 日に現地調査を行いました。申請地の東側はお宮に行く山道になっております。北側は田、西側は宅地で南側は市道であります。転用目的は自己用住宅ということで、1 種農地ではありますが周辺は住宅地であり転用に関しては特に問題ないと判断しております。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

10 番 申請者の方は隣接地の 562-1 の宅地も一緒に購入するそうです。申請地は十数年草が生い茂っている状態で、それぞれ承諾書・隣接農地の方の同意書も添付されているようですので特に問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決であります。

議案第 1 号－ 4 議案について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 1 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 1 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3 番 事務局の方から説明があったように、申請地は自家菜園をしていくようです。特に問題ないと思います。ご審議の程よろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第 2 号－ 1 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 2 号－ 2 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 2 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 2 説明・朗読)

1 6 番 それでは担当が私ですので説明をいたします。申請地の隣接地は本年取得したものであります。申請地は譲渡人より貰っていただけないかと話があり申請に至ったようです。特に問題ないと考えております。ご審議の程よろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます採決に入ります。

議案第 2 号－ 2 について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第 2 号－ 3 を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(議案第 2 号－ 3 上程)

事務局 (議案第 2 号－ 3 説明・朗読)

それでは、議案 2 号－ 3 は担当者なしになっておりますので質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-3について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-4上程)

事務局

(議案第2号-4説明・朗読)

16番

担当が私ですので、説明いたします。譲受人が就農給付金の受給者ということで、名義を親から子へ渡す必要があった為申請されております。特に問題ないと考えております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-4について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第2号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-5上程)

事務局

(議案第2号-5説明・朗読)

議長

担当委員がいませんので、事務局より説明を求めます。

事務局

こちらの申請地は譲渡人は高齢の為農業廃止されたためまた申請地が譲受人の隣接地に自宅があり経営規模の拡大の為今回申請に至ったようです。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-5に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第2号-6を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(議案第2号-6上程)

事務局

(議案第2号-6説明・朗読)

議長

それでは担当委員が欠席ですので、事務局より説明を求めます。

事務局

譲受けの理由としては譲渡人からの要望、譲渡理由としては耕作不便となっております。また譲渡人の方は市外へ引っ越しをされたため耕作ができなくなったと聞いております。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-6について賛成の方は挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。議案第2号-7を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

(議案第2号-7・8上程)

事務局 (議案第2号-7・8説明・朗読)

議長 それでは、担当委員の意見を求めます。

1番 こちらは親子間での使用貸借権設定です。特に問題ないと思います。ご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第2号-7について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

引き続き議案第2号-8について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

賛成ということで許可いたします。

それでは議案第2号-9を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-9上程)

事務局 (議案第2号-9説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 申請者の方が隣接地に宅地を購入時に畑もあると説明を受け家庭菜園に取り組んで見ようと思い申請に至ったようです特に問題ないと思います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

採決に入ります。議案第2号-9について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第2号-10を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-10上程)

事務局 (議案第2号-10説明・朗読)

議長 それでは担当委員が欠席ですので事務局より説明をお願いします。

事務局 こちらは譲渡人が耕作が困難なため譲受人は経営規模拡大という事で申請され

ております。譲受人は農業をされており特に問題ないと思います。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

第2号-10について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは、議案第2号-11を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号-11上程)

事務局 (議案第2号-11説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5番 こちらの申請ですが、申請者からの資料等説明にまだ来られていなく話ができていません。昨日農地を見ましたが、荒廃地であり申請者がこれから耕作していけるのか不安に思いました。申請者の方は3年ほど前に購入された農地もあまり管理されていない状態なので、疑問が残っています。ご審議のほどよろしく願います。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

16番 質問をいたします。耕作面積が1万4500とありますが耕作状況はどういうものか確認をしておりますか。

事務局 耕作状況については確認が取れておりません。こちらの分で本人が言われているのが、所有されている農地で土地改良の届出で地上げの申請をされておりますが2年3年ぐらいかけて地上げを完了した後は耕作されていない状態です。

議長 はいどうぞ。

12番 申請者の耕作面積14,500のうち、どれくらいうきは市に農地がありますか。

事務局 すべてうきは市の農地になります。

議長 他になければ採決に入ります。

議長 議案第2号-11について賛成の方は挙手を求めます。

議長 それでは、議案第2号-11について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成0)

賛成0ということで不許可といたします。

それでは、議案第3号へ行く前に議案第8号うきは市農業振興地域計画の変更についてを議題にしたいと思います。農政係より説明を求めます。

(議案第8上程)

農政係 (議案第8号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。  
議案第 8 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り可決しましたので、市長へ報告いたします。  
議案第 4 号が農政係の担当ということで説明に来ていますので引き続き議案第 4 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議案としたいと思います。農政係より説明をお願いします。

(議案第 4 号上程)

農政係  
議長

(議案第 4 号説明・朗読)

質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

それでは採決に入ります。議案第 4 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り問題なしとして報告をいたします。  
それでは議案第 5 号も農政の担当になりますので議案第 5 号まで行きたいと思  
います。

(議案第 5 号上程)

農政係  
議長

(議案第 5 号説明・朗読)

質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。なければ採決したいと思います。  
議案第 5 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通りに可決します。市長へ報告いたします。  
それでは戻りまして、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用  
集積計画(所有権移転)を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号上程)

事務局  
議長

(議案第 3 号説明・朗読)

それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

採決に入ります。議案第 3 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り可決致します。  
それでは議案第 6 号非農地判断(非農地証明願ひ)について議題とします。  
事務局の説明をお願い致します。

(議案第 6 号上程)



事務局 (議案第 6 号説明・朗読)

議長 こちらも分科会で現地調査を行っていますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 この件につきましては 11 月 6 日に現地調査しております。現況はコンクリートが打っており、西側の宅地の入り口になっておりました。説明の通り、道路側は平成 8 年から宅地課税をされており、申請人が相続で農地であるってことを知ったということで、やむを得ない事情もあるかもしれませんが、奥の方は課税も畑のままということではなかなか難しいと思います。分科会としては正式に 4 条申請をしていただいて、宅地に変更していただくということで非農地としては認められませんという結果になっております。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

5 番 議長 この申請地はご本人も全然知らなく仕方のないことだと思います。以上です。それでは質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第 6 号の採決に入ります。

議案第 6 号に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成 0)

賛成 0 ということで非農地の判断はいたしません。

議案第 7 号の非農地判断(荒廃地の非農地判断)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

(議案第 7 号上程)

事務局 (議案第 7 号説明・朗読)

議長 説明が終わりましたので非農地判断について分科会で現地調査を行っておりますので分科会長の意見を求めます。

分科会長 今事務局から説明があった通り、現地調査へ行き農地としては使用できないだろうと判断しましたので、非農地判断をいたします。

議長 それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入りたいと思います。

議案第 7 号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで当委員会は非農地として判断いたします。

それでは報告事項に行きたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(報告第 1・2 号説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 印